

平成 28 年度事業計画

1 公益目的事業（公 1 事業）

安全で安心な社会の実現に寄与するための海上保安活動に関する事業を行う。

(1) 海上保安活動に係る普及啓発に関する事業

陸上を生活基盤としている国民の大多数は、海上において実施される海上保安活動がどのようなものであるかを、日常生活の中で直接知見することが出来ないのが現状である。このため、海上保安活動を国民に積極的に周知し、その重要性を啓発していくことが肝要であり、次の事業を行う。

① 海上保安新聞の発行

海上保安庁、海上保安官の活動を中核に、記事、写真等により、海上保安活動を広く国民に分かりやすく周知するものである。

海上保安新聞は月 4 回発行し、当協会、官報販売所等を通じて提供する。

発行部数 月 4 回のうち、1 回は、13,000 部
3 回は、各 6,000 部

また、海上保安新聞を図書館、学校等に無償で提供（1,000 か所）することにより、多くの国民が閲覧できるようにする。

② 多数の人の集まる地での普及啓発

ア 海上保安資料館横浜館（横浜市）

平成 13 年 12 月に発生した九州南西海域工作船事案に係る工作船、海底からの回収物等を展示している横浜館には年間 16 万人の見学者が訪れる。

この資料館に説明員を配置し、事案の概要、回収物についての説明を行うことにより我が国周辺海域で発生している国民の生命財産を侵す脅威の存在を認識していただき、領海の警備、不審船への対応等の海上保安活動に対する理

解を得る。

また、広大な海域での海上保安活動を効果的に行うには、国民からの協力、支援が不可欠であることについて理解を図る。

イ 海峡ドラマシップ（北九州市）

年間46万人の見学者が訪れる海峡ドラマシップ（関門海峡の歴史と文化をアートで語るミュージアム）の一角で、パネル展示等を行い、説明員により海上保安活動に係る普及啓発を図る。

③ 行事等各種機会を捉えた普及啓発

巡視船体験航海、各地の港まつり等の機会をとらえ、パネル展示等を実施し、海上保安活動に係る普及啓発を図る。

28年度計画

体験航海 100か所

港まつり等イベント 270か所

④ オリジナルキャラクターグッズによる普及啓発

海上保安庁のロゴマーク、イメージキャラクターの「うみまる」「うーみん」、シンボルマークの「コンパス」等を使用し、帽子、Tシャツ、マグカップ、ネクタイピン等日常生活で使用するグッズを制作し、配布、販売を行うことにより、広く子供から大人までを対象に海上保安活動に係る普及啓発の端緒とする。

⑤ ホームページによる普及啓発

ホームページを通じ、的確に判りやすく海上保安活動に係る普及啓発を図る。

⑥ 海上保安庁音楽隊との協調による普及啓発

海上保安庁音楽隊と協調し、定期演奏会、地方演奏会等の演奏活動の場を捉え、海上保安活動に係る普及啓発を図る。

また、次世代を担う子供たちの海への関心を高めることにも重点を置き、実施する。

⑦ 海上保安友の会会員に対する普及啓発

「安全で明るい海をいつまでも」をモットーに設立された、海上保安友の会を支援するとともに、会員を対象とした海上保安活動に係る普及啓発を図る。

⑧ 表彰による普及啓発

個人又は団体で、海上保安活動に係る功績が特に顕著なものを表彰することにより、海上保安活動に係る普及啓発を図る。

- (2) 海上における防犯、安全の確保及び環境の保全に関する事業
我が国をとりまく広大な海域を約13,000人の海上保安官のみで監視警戒を行うことは極めて困難であり、一般国民の協力が不可欠である。このため、国民による具体的な協力を得ることができるよう次の事業を行う。

① 海上保安協力員による活動

全国に海上保安協力員約1,000名を指名配置し、海浜の防犯パトロール、マリーナ等の巡回を実施するとともに、不審船、テロ活動、海上犯罪、海洋汚染発見時には、海上保安庁への通報を実施する。

また、約1,300か所の海上保安官連絡所を設置し、一般市民、海事関係者等が海上犯罪を認知した際等に、海上保安庁への取次ぎを行う。

28年度計画

海上保安協力員事業関係者全体連絡会議

海上保安協力員連絡会議 85地区

② 「海守」による活動

「ブログ（アメーバブログ）」を利用し、海上犯罪の状況、海洋汚染の状況等海守の活動に資する情報を会員へ提供するとともに、海守商標権管理者を置き会員活動を支援する。

③ 「緊急通報ダイヤル118番」の周知

海上での緊急通報電話番号である「118番」を広く周知

することにより、人命の救助、治安の確保、海洋環境保全等の海上保安活動の迅速的確な措置に寄与する。

28年度計画

118番周知活動 210か所

④ 船舶・港湾施設保安管理者等の養成講習への講師派遣

日本港湾協会、海技大学校等が国内外で開催する船員、港湾管理者等を対象とした海上におけるテロ対策の講習にセキュリティに関する科目の講師として研究員を派遣する。

⑤ 海上安全に関する活動

ア 全国海難防止強調運動を（公社）日本海難防止協会と共催で行う。

28年度計画

海難防止講習会等 710か所

ライフジャケット着用推進 210か所

海難防止思想の啓発活動 380か所

イ 各地で行われる、海難の防止のための台風・津波対策委員会等の開催、支援を行う。

28年度計画

台風・津波対策委員会等 80か所

ウ 海浜事故防止の啓発のため、地方自治体等と連携し、注意喚起用立看板の設置を支援する。

28年度計画

海浜事故防止啓発用立看板 11支部 20か所

⑥ 日本港湾港則集の発行

内航船運航者から要望のある、日本の諸港湾出入時に必要な諸法規と主要港湾における係船浮標要目等を収録した日本港湾港則集その1、開港、特定港、一般の港に適用される船舶に関係のある地方条例を収録した日本港湾港則集その2を隔年で刊行し、船舶の安全な航行に寄与する。

28年度計画

⑦ 図画コンクールの実施

海上保安庁と共催で「未来に残そう青い海・海上保安図画コンクール」を実施し、小中学生への海洋環境保全の意識啓発を図る。

28年度計画

図画コンクール応募活動 1,000校

⑧ 「日本の海岸が一番きれいになる日」事業

全国の主な海岸で一斉に官民が一体となり海浜清掃及びごみの分類調査等を実施し、海洋環境保全思想の普及・啓発を図る。

⑨ (2)に関連する、地方本部、支部の活動予定（主なもの）

薬物・銃器取締りキャンペーン 60か所

海浜等清掃活動 90か所

海洋環境教室等 270か所

(3) 海外海上保安関係機関との連携、協力に関する事業

国際社会においては、近年、近隣諸国との関係は、密接になるとともに、緊張感も増している。多様化する国際関係の中で我が国の権益及び海上における安全を確保するには、関係各国との連携が不可欠である。国際協力関係を強化するため、次の事業を行う。

① 海上保安政策プログラムへの支援

海上保安庁では、アジアを主体とする海上保安機関の若手幹部職員を対象として、海上で発生し得る種々の国際的な課題に対処するための高度な政策立案・実践能力を付与することを目的として「海上保安政策プログラム（修士課程）」

（海上保安大学校及び政策研究大学院大学で27年10月から開始、1年コース）を実施している。

当協会では、上記プログラムに対し、本年度も寄附講義、教官の研究助成、英語文献の翻訳等を引き続き支援すること

とに加え、新たに研修修了生に対するフォローアップ体制を構築する。

② 東南アジア海上保安機関の能力向上啓発

東南アジアにおいて、各国の海上保安機関職員を対象に、能力向上啓発を図るため、海上保安庁が、東南アジアへ巡視船を派遣する機会に併せ、巡視船寄港地の海上保安機関職員に対する訓練、研修等を、海上保安庁の協力を得て実施する。

特に、寄港地国の将来指導的立場に就くと有望視される海上保安機関職員2～3名に対し、巡視船帰路航海での乗船研修（巡視船・航空機の運用研修、高度な捜査実務研修等）及び巡視船帰国後の国内研修（海洋法、安全保障、国際関係等の講義、海上保安庁関連施設見学等）に重点を置いて実施する。

(4) 海上保安官の志望者増加及び教養に関する事業

海上における困難な業務を適確に実施するためには、次世代を担う優秀で熱意のある海上保安官を確保する必要がある。このため次の事業を行う。

① 海上保安大学校、海上保安学校学生の募集活動

海上保安官志望者の増加を図るため、中高生を中核にしつつ、小学生から大学生を対象に、海上保安官の業務についての情報提供、現場見学等を実施する。

28年度計画

学生募集活動 900か所

② 海上保安大学校、海上保安学校学生を対象とした教養の涵養

海上保安大学校、海上保安学校学生を対象に、卒業と同時に現場第一線で不可欠となる国際感覚涵養の重要性に対する自覚を促す端緒とするため、英会話研修、短期海外研修、講演会を実施する。

(5) 海上保安活動に係る調査研究に関する事業

① 「東京湾のふくそうがもたらす経済的・社会的損失推計」
調査事業

A I S の普及促進等の海上交通安全政策が、我が国の経済・社会活動にどの程度の影響（インパクト）を与えるかに関し、調査事業を実施する。

（船舶自動識別装置：AIS(Automatic Identification System)

(6) 海上保安活動に係る海上保安官又は協力援助者の災害に対する救済に関する事業

公務中又は義務なくして海上保安官に協力中に被災した者のうち、特に顕著な貢献をした者に対して、次の事業を行う。

① 海上保安活動時の被災者援護

海上保安業務の遂行に際し、災害を受けた者（多大の貢献をした者）に対し援護を行う。

2 収益事業（収 1 事業）

(1) 海上保安活動に係る物品、書籍等の販売等に関する事業を実施する。

① 海上保安レポート等海上保安活動に関する書籍、DVD、CD等の斡旋販売

② 海のカレンダー、巡視船カレンダー、海上保安庁職員録の作製販売

③ 駐車場等の土地賃貸

3 その他の事業（他 1 事業）

(1) 海上保安庁職員及び退職者並びにその家族に係る特定保険業に関する事業を実施する。

① 国土交通大臣の認可を受け、海上保安庁職員、退職者、家族を対象とした5日以上入院に伴う、初日から4日分の入院給付金及び手術給付金の給付

4 その他の事業（他 2 事業）

(1) 海上保安庁職員及び退職者並びにその家族に係る福利厚生に関する事業を実施する。

① 海上保安庁職員及び退職者並びにその家族を対象に相互扶助を目的とした、海上保安庁総合保険（グループ保険、医療保障保険、三大疾病保障保険等）について保険会社と契約を締結し運営する事業

② 海上保安庁職員に対する事業

- ア へき地勤務者等への生活必需品の貸与
- イ 海上保安庁職員への引越斡旋
- ウ 生活必需品購入資金等の融資斡旋
- エ 海上保安庁職員互助会の支援

③ その他の福利厚生事業

5 財源等

財産運用益、賛助会費、収益事業等の収益、公益財団法人日本財団の助成金、公益財団法人日本海事センターの補助金、地方公共団体の補助金等を財源としている。

(助成金等で実施する主な事業)

公益財団法人日本財団助成金等で実施する事業

- ① 海上保安政策プログラムへの支援
- ② 海上保安大学校、海上保安学校学生を対象とした教養の涵養
- ③ 「日本の海岸が一番きれいになる日」事業
- ④ 海上保安活動時被災者援護（公務中のもの）

公益財団法人日本海事センター補助金で実施する事業

- ① 海上保安庁音楽隊との協調による普及啓発（主に地方演奏会）